



発行：公益財団法人国際労務管理財団（IPM）

東京本部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビルディング7F

http://www.ipm.or.jp/ TEL：03-3354-4841(代) FAX：03-3354-4847

TOPICS

ページ

九州との関係強化～長崎駐在員事務所開設～

1

「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」JP-MIRAIに加盟しました

オンラインセミナー「はじめての外国人雇用」開催レポート

2

タイ王国大使館を訪問しました

技能実習生のトラブルに注意しましょう

3

理事長 池田が「ベトナムフェスティバル2021」に登壇しました

4

担当職員から

九州との関係強化～長崎駐在員事務所開設～

2021年11月1日、長崎県諫早市に長崎駐在員事務所を開設しました。長崎県では現在約3000人の技能実習生が活躍しており、県としても技能実習生の受け入れに前向きであります。その中でIPMは、長崎県や各市町村、長崎県の企業、住民らと協力し、地域ぐるみで技能実習生を受け入れるスキーム構築を目指します。長崎駐在員事務所を開設したことで、各所との関係強化をスムーズに進めることができると考えます。

現在、IPMは東京をはじめとする8か所に事務所を設けておりますが、事務所のある都市はすべて大都市です。一方で、技能実習生を受け入れたいと強く望んでいる企業の多くは地方に存在しています。今回、長崎県で技能実習生受け入れスキームの構築ができれば、同様の方法で他の地域にも展開ができるかもしれません。



諫早市は長崎県中央部に位置する、県内人口第3位の都市です。2022年秋頃には西九州新幹線が開業し、他県からのアクセスがより便利になります。



長崎名物ちゃんぽんのバクチャーのせです

2021年12月15日には長崎県中小企業団体中央会主催の「令和3年度外国人技能実習制度適正化事業第2回講習会・意見交換会」が長崎市で開催され、IPMは長崎県からの依頼で講演を行いました。当日は「監理団体運営のポイントと外国人材の雇用及び留意点」というテーマでお話しし、正しい技能実習制度の普及に努めることができました。

今後も長崎駐在員事務所では、長崎県の行政機関・民間団体と協力し、正しい技能実習制度の普及や外国人労働者雇用の促進に努めてまいります。

「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」JP-MIRAIに加盟しました

2022年1月より、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）に加盟しました。日本では約38万人の技能実習生をはじめ、外国人が活躍しています。しかし、外国人労働者に対するハラスメントや差別等、多くの問題が発生しており、国際的な批判も強まっています。JP-MIRAIは、外国人労働者の労働・生活環境を改善し、それによって豊かで持続的な社会が生まれ、「世界の労働者から信頼され選ばれる日本」となることを目指しているプラットフォームです。このプラットフォームに加盟したことで、IPMは、外国人共生に関するセミナーに参加したり、IPM同様に外国人労働者に関する事業を行っている団体の取り組みを知ったりすることができます。IPMでは、皆様にとって価値のある情報を発信していけるよう、情報収集を行っていきます。

オンラインセミナー「はじめての外国人雇用」開催レポート

2022年1月25日、オンラインセミナー「はじめての外国人雇用」を開催しました。コロナ禍において、日本における外国人材の雇用や就労の在り方が益々注目されています。IPMでは、8月3日の開催に引き続き第2回目の「はじめての外国人雇用」セミナーとして、外国人技能実習制度を中心とした外国人材雇用のキホンをお話ししました。具体的には、在留資格の基本的な説明や雇用する上での注意点を説明し、そのうえで技能実習制度や特定技能制度を活用し外国人材を雇用することの必要性を説明しました。



2月17日、オンラインセミナー 「外国人雇用のための労務管理実務」開催決定！

2022年2月17日、オンラインセミナー「外国人雇用のための労務管理実務」を開催します。外国人材の採用から退職までの手続きやその留意点を、テーマ別にお話しします。参加は無料です。パソコンやスマホなど、インターネット接続ができる環境があれば、日本はもちろん、世界中どこからでもご参加いただけるセミナーです。多くのご参加をお待ちしています！

■日 時：

2022年2月17日（木）

14:00～17:00

■対 象：

外国人雇用の実務に携わる方

（法人/個人不問）



お申込みはこちらのQRから！

無料オンラインセミナーのご案内

セミナー内容

- ◆ 22年度 特定技能制度大改正（無期雇用への転換等）について
- ◆ 在留資格「技人国」「特定技能」「技能実習」と「資格外活動」
- ◆ 在留カードの「期間更新」「資格変更」手続き
- ◆ 在留カードの見方と外国人雇用状況届出
- ◆ 国際社会保障協定概要と事務手続き（厚生年金適用除外など）
- ◆ 健康保険の被扶養者認定手続きおよび税法上の扶養親族申告要件
- ◆ 脱退一時金と年金受給権の相関関係
- ◆ 入国管理局・外国人技能実習機構 立入検査時の対応と心構え
- ◆ 信頼できる人材紹介会社、職業紹介事業者、監理団体の見分け方
- ◆ 新型コロナウイルス禍における出入国の最新情報 etc.

とき

2022年2月17日（木）
14時00分 - 17時00分

※途中で10分程度の休憩を挟みます。
※満席（アカウント数上限）に達し次第、お申込みを締め切ることがございます。予めご了承ください。

参加方法

下部のQRコードからお申込みいただくか、参加申込書に必要事項をご記入のうえ当財団までFAXにてお送りください。のちほど担当者より参加方法（URL）をご案内いたします。

講師 橋本 裕介 はしもと ゆうすけ

兵庫県たつの市出身。国際労務管理財団大阪事務所所長。特定社会保険労務士、特定行政書士、キャリアコンサルタント、元厚生労働省職員。同志社大学卒。外国人材雇用、若年者雇用、貧困、年金、医療などに関する社会問題を科学するプロフェッショナルとして但馬銀行、日本介護クラフトユニオン、同志社大学等で講演実績多数。特に外国人雇用について実際の事例を踏まえながら解説するセミナーは初心者にも分かりやすいと好評。主な著書に『外国人雇用 書式・手続マニュアル』（共著・日本法令）。



タイ王国大使館を訪問しました

2021年11月18日、東京都品川区にあるタイ王国大使館の労働担当官事務所を、理事長 池田英人をはじめとする3名で訪問しました。IPMでは、2016年よりタイ王国からの技能実習生受け入れが始まり、現在もタイ出身の技能実習生が活躍しています。今回は公使参事官・参事官にお会いし、IPMの諸活動について理解いただくとともに、タイ大使館にご協力いただきたいことについてお話ししました。IPMでは、来日される外国人に笑顔で帰国していただくため、今後も各関係機関との協力を進めてまいります。

当日お話しした内容は、右の3点です。

①IPMは、タイの送出し機関や来日を検討する方に対し、技能実習や特定技能に関して正しく情報提供を行いたい。

②IPMはSDGsやNAGOMi（一般財団法人外国人材共生支援全国協会）の目標と共通の課題を持っており、国に対する政策提言等の活動を進めていく。

③ベトナムで浄水装置の設置活動を通して環境衛生教育や人材交流に貢献しており、タイに展開できる機会があれば実施していきたい。

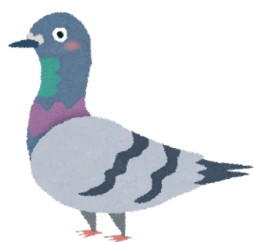
技能実習生のトラブルに注意しましょう

日本に来たばかりの技能実習生の中には、母国とのルールの違いや日本語が理解できないことによりトラブルにつながる行動をしてしまう方がいます。その行動に悪気がなかったとしても、最悪の場合、実習を中断し帰国することになってしまうかもしれません。今回は、発生したトラブルを5つ紹介します。



ケース① 分別せずに、ごみを捨てた

→頻繁に発生しているトラブルです。技能実習生の母国の中には、分別やごみの日といったルールがない地域があります。そのため、悪気なく捨ててしまい、近隣トラブルに発展してしまいます。



ケース② 公園の鳩を捕獲し、調理した

→日本では、鳥獣の保護の観点で法律に抵触するため、捕獲してはいけません。また、公園の鳩は非衛生的で、食べることで健康被害を及ぼす恐れがあります。



ケース③ 他人の庭の果物を摘み取り、食べた

→ケース②に似ていますが、こちらは窃盗罪に問われる可能性があります。道路に落ちていたものであっても取ってはいけません。また、摘み取る際に庭に侵入すると、住居侵入罪に問われます。



ケース④ アパートの共用部に掃除用具が捨ててあったので、持ち帰って使った

→誰かが捨てたものを持ち去る行為は、専有物横領罪に問われる可能性があります。トラブルに発展しないためにも、自分のもの以外は勝手に利用しないようにしましょう。



ケース⑤ 自転車で走行中、気づいたら高速道路を走っていた

→法律に抵触します。過去、技能実習生ではありませんが、誤って高速道路に侵入してしまった自転車とトラックが衝突する事故も発生しており、大変危険です。



ケース⑥ 初期費用無料のサービスを「無料」の言葉に釣られて契約。その後、月額費用が払えなくなり、督促状が届いた。

→日本語が分からず契約してしまったケースです。日本ではよく、「タダより高いものはない」と言われます。後々費用を請求されることも多いので、契約内容をよく確認しましょう。

トラブルが発生しないよう、日ごろから注意して生活するとともに、気になることがあれば遠慮なくIPM職員にご相談ください。

理事長 池田が「ベトナムフェスティバル2021」に登壇しました

2021年12月11日（土）、12日（日）に上野恩賜公園竹の台広場で「ベトナムフェスティバル2021」が開催されました。ベトナムフェスティバルは毎年開催されており、ベトナム料理や雑貨店が並び、多くの来場者で賑わうお祭りです。日越両国における文化交流の象徴として、ベトナム政府が海外で開催する唯一の公認交流イベントとして位置づけられています。

IPMは、ベトナムと関わりの深い団体として協賛を行い、11日に行われた開会式に理事長 池田英人が登壇しました。



開会式当日のステージの様子です



パンフレットにIPMのロゴが掲載されました（中央下）

担当職員から ～入国制限と技能実習・特定技能～

2020年春以降、外国人の入国制限が続いています。

2年にわたる入国制限は例のないことで、技能実習制度にも大きな影響を与えました。受入れ企業の人手不足、解雇になって帰国できない元実習生、入国できない待機実習生等、悪い面ばかりが頭に浮かびます。

しかし私は良い変化も感じており、それは

- ・受入れ企業が外国人を長期雇用するために、どのように接しでどんな待遇を用意するか
 - ・実習生はよりよい労働環境を得るために自分でどう動くべきか
- ということを考える風潮が見受けられるようになった気がしているのです。

受入れ企業側は、予定していた人材が入国できず人手不足の危機にあるため、今いる人材を引き留めるにはどうしたらよいか検討し始めました。実習生側は、今より条件のいい職場はないか自分で調べ、スキルアップのために検定を受け、リクルート活動をする者が現れました。このように、日本人が普通に就職先を探す流れに一步近づいたように思われるのです。

また、これは偶然ですが、新型コロナウイルスが初めて確認された2019年、特定技能という在留資格が新設されました。特定技能は転職が認められており、技能実習生と比較し人材が流動的です。

ここで入国が再開されますと、少なからず現在の売り手市場は解消され、実習生が今のように転職先を見つけることは難しくなるかもしれません。しかし、コロナ禍における実習生・特定技能外国人の転職に対する可能性は、口コミとして残っていくはずでです。

受け入れ企業側にとっても、外国人労働者が長期的に働ける環境を整備することで、より優秀な人材を確保できるチャンスが来ると言えるかもしれません。

編集後記

2022年1月19日、インドネシアの首都がジャカルタからヌサンタラに移転することが発表されました。人口急増と地盤沈下への対応のためです。ヌサンタラは現在ジャングルですが、今後開発が進み、先進的な都市へと生まれ変わっていくようです。新型コロナが落ち着いたら、ぜひ行ってみたいですね！

●次回は2022年5月1日発行予定です